

## 臨時取締役会議事録（抄本）

2025年2月20日（木）午後0時57分東京都港区赤坂二丁目17番11号本社会議室において取締役会を開催した。

取締役総数	9名（うち監査等委員である取締役3名）
出席取締役数	9名（うち監査等委員である取締役3名）

以上のとおり出席があり、本取締役会は適法に成立したので、取締役社長 加藤照和が議長席につき、開会を宣し議事に入った。

### [決議事項]

第1号議案 株式売出しの件

議長の指名により、半田取締役から、取締役等に対し、以下のとおり、当社普通株式の引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出し（以下「本売出し」と総称する。）を実施したい旨並びに本売出しに係る臨時報告書等関係書類の作成等及び引受契約書の締結その他の授権を行いたい旨説明があった。議長より、本議案を議場に諮ったところ、全員一致をもって承認可決した。

#### 1. 引受人の買取引受けによる売出し

(1) 売出株式の種類及び数	当社普通株式 2,418,400株
(2) 売出人及び売出株式数	株式会社スズケン 501,000株 三菱UFJ信託銀行株式会社 500,000株 株式会社三菱UFJ銀行 486,000株 株式会社三井住友銀行 364,500株 TOPPAN株式会社 176,700株 大日本印刷株式会社 154,000株 株式会社八十二銀行 145,700株 大成建設株式会社 90,500株
(3) 売出価格	未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2025年3月3日（月）から2025年3月5日（水）までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（当該価格が3,000円超の場合は1円単位として1円未満の額を切捨て、3,000円以下の場合は0.5円単位として0.5円未満の額を切捨てる。）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。）

- (4) 売出方法 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社を共同主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせた上で売出す。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。  
なお、当該株式の一部につき、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがある。
- (5) 申込期間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後までの日まで。
- (6) 受渡期日 売出価格等決定日の5営業日後の日
- (7) 申込証拠金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 売出価格、その他引受人の買取引受けによる売出しに必要な一切の事項の承認については、取締役社長 加藤照和に一任する。

## 2. オーバーアロットメントによる売出し

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 362,700株  
(上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのためが全く行われない場合がある。なお、売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。)
- (2) 売出人 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
- (3) 売出価格 未定（売出価格等決定日に決定される。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売出方法 引受人の買取引受けによる売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から362,700株を上限として借り入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申込期間 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 引受人の買取引受けによる売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申込証拠金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の承認については、取締役社長 加藤照和に一任する。

### 3. 臨時報告書等関係書類の作成等及び引受契約の締結その他の授権

#### (1) 臨時報告書等の提出等の授権

引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに際して行われることのある海外販売に係る臨時報告書案を承認し、これと大要同一の臨時報告書及びその訂正報告書を当社取締役社長又はその選任する代理人が作成し、それぞれ関係当局に提出することを承認する。

#### (2) 目論見書の作成等の授権

引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに係る株式売出目論見書案を承認し、これと大要同一の株式売出目論見書及び当該目論見書に係る訂正事項分（必要があれば）を当社取締役社長又はその選任する代理人が作成し、当該目論見書及び訂正事項分（作成された場合）を引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに関して、引受人の買取引受けによる売出しに係る引受人及びオーバーアロットメントによる売出しに係る売出人が使用することを承認する。

また、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに係る記者発表文、日本経済新聞及び当社ウェブサイトに掲載される予定の売出価格等の決定に関するお知らせ（以下「価格公表文」という。）の各文案を承認し、当社取締役社長又はその選任する代理人が必要な修正を加えて、上記の記者発表文及び価格公表文を公表することを承認する。

#### (3) 引受契約の締結その他の授権

当社が株式会社スズケン、三菱UFJ信託銀行株式会社、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、TOPPAN 株式会社、大日本印刷株式会社、株式会社八十二銀行及び大成建設株式会社並びに三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社及びSMB C日興証券株式会社との間で締結する株式会社ツムラ株式売出し引受契約証書案並びに当社が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社に対して提出するロックアップ確約書案を承認し、当社取締役社長又はその選任する代理人が必要な修正を加えて、上記各契約書を作成、署名及び交付することを承認し、当社取締役社長又はその選任する代理人に対し、当社を代表又は代理してこれらの契約を締結する権限を付与し、また、当社取締役社長又はその選任する代理人に対し、関連する諸契約の締結を含む、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の行為をなす権限を付与する。

### 第2号議案　　自己株式の取得の件

議長の指名により、半田取締役から、取締役等に対し、以下のとおり自己株式の取得を実施したい旨及び同自己株式の取得に係る記者発表文の文案を承認し、当社取締役社長又はその選任する代理人が、当該各文案に必要な修正を加えた上で公表することを承認したい旨について、説明があった。議長より、本議案を議場に諮ったところ、全員一致をもって承認可決した。

- (1) 取得対象株式の種類 普通株式
- (2) 取得し得る株式の総数 1,465,000 株（上限）  
(発行済株式総数（自己株式を除く。）に対する割合  
1.91%)
- (3) 株式の取得価額の総額 50 億円（上限）
- (4) 取得期間 第 1 号議案 1. (3) に記載の売出価格等決定日に応じて  
定まる本売出しの受渡期日の翌営業日（売出価格等決定  
日の 6 営業日後の日）から 2025 年 8 月 29 日（金）まで  
((注) 2.)
- (5) 取得方法 株式会社東京証券取引所における市場買付け
- (注) 1. 市場動向等により一部又は全部の取得が行われない場合がある。  
2. 売出価格等決定日が 2025 年 3 月 3 日（月）の場合、「2025 年 3 月 11 日（火）か  
ら 2025 年 8 月 29 日（金）まで」  
売出価格等決定日が 2025 年 3 月 4 日（火）の場合、「2025 年 3 月 12 日（水）か  
ら 2025 年 8 月 29 日（金）まで」  
売出価格等決定日が 2025 年 3 月 5 日（水）の場合、「2025 年 3 月 13 日（木）か  
ら 2025 年 8 月 29 日（金）まで」

以上をもって予定の議事を終了したので、午後1時14分議長は閉会を宣した。

以上、議事の経過及び結果を明確にするため、本議事録を作成し、議長および出席取締役が次に記名捺印する。

2025年2月20日

株式会社ツムラ取締役会

議長 取締役社長 加藤 照和

取締役 杉井 圭

取締役 半田 宗樹

取締役 三宅 博

取締役 岡田 正

取締役 柳 良平

取締役 監査等委員（常勤） 永渕 富弘

取締役 監査等委員 松下 満俊

取締役 監査等委員 望月 明美